

平成30年度第1回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成30年11月1日（木）9時40分開会

場 所：北海道立道民活動センター1010会議室

1 開 会

○事務局（青野青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、平成30年度第1回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長の青野でございます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会では議事録の作成を行いますが、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご報告させていただきます。それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長の堀本から、ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○堀本くらし安全局長 皆様おはようございます。環境生活部くらし安全局長の堀本でございます。今年度の第1回目となります北海道青少年健全育成審議会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、時節柄、なにかとご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、それぞれのお立場から、青少年の健全育成について、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本審議会につきましては、青少年の健全な育成に関する重要な事項についてご審議をいただく等、本道の青少年の健全育成に大きな役割を担っていただいているところです。こうした趣旨を踏まえますと、本来、議事録を確実に作成し、皆様の議論の内容をしっかりと記録としておくことが求められるところでございます。皆様もご承知のことと存じますが、有害図書類のご審議をいただいている本審議会の作業部会である社会環境整備部会の議事録が、私どもの認識不足を主な理由として未作成であったことが明らかとなりました。後ほど、本件につきましては、ご説明させていただきたいと存じますが、委員の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしてしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、今後につきましては、担当者の認識を深めることはもとより、担当部署のチェック体制を見直すなど再びこうしたことがないようにしっかりと取り組んで参りたいと考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

本日の議事内容といたしましては、北海道青少年健全育成条例の取組や少年非行等の状況、北海道青少年健全育成基本計画の推進状況などについてご報告いたしますとともに、議事録が未作成となった経緯等についてご説明させていただくほか、設置から既に十年が経過した本審議会部会のあり方について、ご意見等を頂戴したいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、是非、忌憚のないご意見をいただけますよう、

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（青野青少年担当課長） 本日の審議会は、本年度第1回目になりますが、前回の開催後、委員の方が2名交代されました。また、事務局も4月の人事異動で4名が入れかわりましたので、はじめに、自己紹介の場を設けさせていただきたいと思ひます。まず、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（成田主幹） 青少年グループの成田と申します。4月から現在の部署で勤務させていただいております。この審議会の関係を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高嶋主任） 青少年グループの高嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（合田主事） 主事の合田と申します。本日は運営の補助などをさせていただいております。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） 本日、基本計画を主に担当しております主査の大西は所用のため欠席しております。

次に、このたび北海道新聞社の野村委員に代わりまして同社の熊谷様が、北海道市長会事務局の伊藤委員に代わりまして同事務局の那須様が就任されましたので、一言、自己紹介をお願ひいたします。それでは、熊谷委員からお願ひいたします。

○熊谷委員 ご紹介にあずかりました北海道新聞社編集委員の熊谷と申します。よろしくお願ひいたします。仕事としては、日曜版の特集「時を訪ねて」を2ヶ月に一回くらい書いておりました、比較的、日々の紙面に縛られないような、会社に用事を言いつけられない部署におります。7月までは出版センターにあり、北海道新聞は年間40冊近く書籍を出しているのですが、そこを統括する立場にありました。これからの審議楽しみにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） ありがとうございます。那須委員、お願ひいたします。

○那須委員 皆様、初めまして、よろしくお願ひいたします。4月から事務局次長をしております那須と申します。今、どのような仕事をしているかと申しますと、北海道市長会で全道35市の要望をまとめた要請活動をしたりですとか、本日は青少年の健全育

成の審議会ですが、各種会議に出たりですとか、或いは、各市に向けた研修会等を運営しておりました、35市に役立つ業務をしております。北海道市長会としても審議会に参加させていただいて、皆様の専門的な御意見を聞かせていただき、少しでも役立つ場合は、35市に情報発信したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） ありがとうございます。熊谷委員、那須委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議に移ります。

はじめに、会議の成立についてご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされておりますが、本日は、委員定数15名中10名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1-1から1-7、資料2から資料6までを配付しております。足りない資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議終了は、午前11時40分ころを目途としておりますので、今後の進行につきましてよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

3 議 事

(1) 説明事項

○丸山会長 丸山でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、この次第にあります議事の(1)説明事項といところから参ります。くらし安全局長のあいさつにもございましたが、社会環境整備部会議事録未作成の件について、事務局からまず説明をお願いします。

○事務局（青野青少年担当課長） それでは、本件につきまして、ご説明させていただきます。本年3月、道が有害図書類として指定した件に関し、3月16日開催の社会環境整備部会議事録等の情報公開請求が報道機関をはじめ、数件ございまして、関係書類等を確認したところ、議事概要は作成していたものの議事録が未作成であることが判明いたしました。道が設置しておりますこの審議会をはじめとする附属機関は、その会議が公開、非公開に関わらず、規則で議事録を作成することとなっており、会議が公開の場合は議事録と議事概要、非公開の場合でも議事概要をホームページなどで公開することとなっております。

新聞報道で部会議事録未作成といった内容の記事が掲載されましたところ、道において、附属機関等の議事録作成状況調査を全庁一斉に実施することとなり、当審議会の過去の議事録等を確認したところ、審議会につきましては議事録を作成していたものの、部会については未作成であったことが判明しました。原因といたしましては、会議が非公開であったことから、議事概要を作成すれば良いといった担当職員の誤認と管理職によるチェック機能が長年機能してなかったこととあります。過去の議事録未作成分については、音声データ等が無く、作成することが困難でございますが、今後は規則に則り議事録を作成して参ります。大変、ご心配とご迷惑をおかけしました。

また、その後、道議会そして新聞報道でも議事録がないことで審議の検証ができない等といったご質問、ご意見がございました。部会委員以外の皆様に改めて有害図書類の審議についてご説明をさせていただきます。

青少年健全育成条例第16条第1項の(1)におきまして、「書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑猥な姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を撮影した写真又は描写した図画で、規則で定めるものを掲載するページがその総ページの3分の1を占めるもの」については、包括指定で道が改めて有害図書類として指定する必要はなく、自動的に有害図書類となります。それ以外の、3分の1までにはいけないものや暴力的なものなど、青少年に販売や閲覧などをさせるべきではないものを部会においてご審議いただいております。

雑誌等の選定は、当課職員が書店におもむき、主に青少年が立ち寄りそうな雑誌、コミックコーナーを中心に雑誌等を確認、購入し、部会に諮問する前に、当課において十分な確認を行い、諮問理由を付して部会に諮問しているところでございます。

部会におきましては、当課が諮問理由をご説明申し上げ、その後、部会委員が対象雑誌等を閲覧、確認しております。全員の確認が終わったのち、憲法で保障いたします表現の自由や教育的な観点、青少年の心理などそれぞれの専門的なお立場から意見を述べられ、慎重に協議のうえ、審議会としての答申をいただいております。

部会委員の皆様には、子どもたちをしっかりと守り育てていくため、熱心なご議論をいただいているにもかかわらず、議事録未作成といった当課の認識不足、不手際で不快な思い、そして丸山会長をはじめ、委員の皆様にはご心配をおかけし、改めてお詫び申し上げます。大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

○丸山会長 ただいま部会の議事録未作成ということについて、経緯等を説明いただきましたが、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。ご自由に出していただけたらと思います。

○丸山会長 ご意見が無いようですが、内容については議題になっているところもございますので、後ほど、検討していただこうと思います。

(2) 協議事項

○丸山会長 それでは次に、次第の(2)協議事項に移ります。ア「協議事項の部会委員の指名」について事務局から説明をお願いします。

○事務局(高嶋主任) はい。北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の委員についてご説明させていただきます。これまで委員を務めていただきました野村委員がこのたび辞任されましたことから、現在は定員6名のうち1名欠員となっており、新たに委員を決める必要がございます。部会の委員は、条例及び北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱により、本審議会の会長が指名することになっており、任期は前任の野村委員の残任期間となります。以上でございます。

○丸山会長 ありがとうございます。部会委員の指名は会長が指名するとのことですので、それでは、北海道新聞社の熊谷委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○熊谷委員 はい。よろしくお願いいいたします。

○丸山会長 ありがとうございます。それでは、熊谷委員、どうぞよろしくお願いいいたします。では、次にイ「審議会及び部会の開催方法」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(成田主幹) はい。私から説明させていただきます。まず資料1-1と資料1-2をご覧ください。これは、現在の北海道青少年健全育成審議会及び北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の公開・非公開の考え方についてまとめたものとなります。資料1-1「会議の公開について」にありますとおり、現在、審議会は公開、部会は有害興行、有害図書類の指定などに関わる審議を行っており、会議の公開は「特定企業等に不利益」と「部会委員の自由闊達な発言に制約」を及ぼす可能性があることから非公開としております。現在の審議会及び部会の公開・非公開等の考え方は、平成19年に審議会が発足した際に審議会において決定したのですが、決定から既に10年が経過しておりますので、審議会や部会の位置づけ、部会で行っている審議の内容、公開・非公開の考え方などをご説明させていただきまして、委員の皆様、改めて会議の公開・非公開をご判断いただきたいと思います。

それでは、審議会の条例上の位置づけからご説明させていただきます。資料1-3をご覧ください。これは北海道青少年健全育成条例の抜粋となります。第45条で審議会を設置することを規定しております。第46条では、審議会の所掌事項について定めて

おり、審議会の所掌事項は「知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。」、その他「この条例の規定によりその権限に属された事務」、「青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議すること」となっております。第48条から第50条では、どのような方々に委員をお願いするのかや任期、会長副会長の関係、会議の成立要件や議事の決し方などを定めております。第51条では部会を置くことができること等を定めています。第54条では、知事は基本計画の策定、有害興行の指定、有害図書類の個別指定、有害がん具類の個別指定、有害刃物の指定、有害広告物の個別指定やこれらの規準を作るときには、「審議会の意見を聴かなければならない」ことが定められています。

次に、資料1-4をご覧ください。社会環境整備部会への付託事項についてですが、これも先ほど見ていただいた資料と同じように条例を抜粋したものとなります。平成19年の審議会を立ち上げた時に、社会環境整備部会へ北海道青少年健全育成条例第54条の(2)(3)の部分を付託することを決定しており、現在まで主に有害図書類の指定に関する審議を行っていただいております。

次に、資料1-5をご覧ください。部会の設置要綱になります。これも平成19年の審議会立ち上げの時に定めたものになります。平成21年に一度改正をしていますが、これは部会委員を5名から6名に増やしたものです。部会は、この要綱に基づいて運営を行っており、第5条第4項にあるとおり、部会の決議は審議会の議決とし、その結果を審議会に報告しています。

次に、資料1-6をご覧ください。部会では、主に有害図書類の審議を行っていただいておりますので、有害図書類の関係についてご説明いたします。この資料は、有害図書類に関係する条例や規則等の抜粋になります。まず、図書類の定義ですが、「書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスク、その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」となっておりまして、本に限らず、映像や音声記録された電磁的記録媒体も図書類に該当します。

次に、有害図書類の認定基準の関係についてご説明いたします。まず、条例第16条に有害図書類の定義が定められておりまして、第1号では、書籍や雑誌で全裸又は半裸の卑わいな姿態等の写真や図画が全体の3分の1以上のものと規定しており、この基準を超えるものは自動的に有害図書類となります。

次に、第2号前半ですが、これはビデオテープやDVDに記録されている映像等を想定しておりまして、卑わいな姿態等を描写した場面が連続3分若しくは合わせて5分を超えるものと規定しており、この基準を超えるものは有害図書類となります。

第2号後半部分ですが、これは、知事が指定した審査団体が審査をし、青少年の視聴を不適当としたものを有害図書類とするというものです。審査団体の指定に当たっては、審議会と道の認定基準と審査団体の審査基準とが概ね一致している等を確認してい

ただき、決定をしています。現在は、一般社団法人日本コンテンツ審査センターと一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構を指定しています

第1号と第2号前半部分の指定方法を「包括指定方式」、第2号後半部分の指定方法を「団体指定方式」と呼んでいます。包括指定方式と団体指定方式ではどのようなものが該当するのかについて、施行規則第1条第2項と次ページの下の部分になりますが、「北海道青少年健全育成条例施行規則第1条第2項に定める写真又は図画及び場面の内容に該当する例」により、具体的に明らかにしています。

資料1-6の1ページに戻りまして、第16条第3号ですが、これは「個別指定方式」と呼ばれるもので、対象となる図書類は「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの」であって、「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められるもので、指定に当たっては、審議会の意見を聴くことが要件となっております。部会で審議をいただいて有害図書に指定しているのは、この個別指定方式になります。個別指定方式も次のページになりますが、「北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準」により、該当する場面を具体的に表しておりますが、包括指定方式のようにページ数や割合では判断できない「著しい」と言えるかどうかを判断することになるので、有識者で構成する審議会の意見を聴くことを要件としています。

次に、3ページ目の有害図書類の規制についてですが、有害図書類に指定されると図書取扱業者による青少年への販売等が禁止されるほか、他の図書類と区分して陳列する必要があります。有害図書類の指定は、あくまでも青少年の健全育成の為に行っているものであり、成人の方の閲覧や視聴などを妨げるものではありません。

次に、資料1-7をご覧ください。これは、会議の公開・非公開について判断する際の根拠となる道の条例や基準を抜粋したものになります。北海道青少年健全育成審議会は知事の附属機関に当たりますが、附属機関の会議は原則、公開で行うことを北海道行政基本条例及び北海道情報公開条例で定めています。しかし、これはあくまで原則でありまして、北海道情報公開条例第26条では、ただし書きで「当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない」と認められるときは、この限りではない。」としています。これは、「審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの又は試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれる」と認められる」場合のことをいいます。当審議会の部会については、これに該当するという判断により、非公開としております。

そして、公開・非公開の判断につきましては、附属機関の独立性を尊重する観点から「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」第5の(5)の部分ですが、「附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取

扱いを決定する。」とされております。

以上が審議会の位置づけや公開・非公開の判断基準等の説明になります。冒頭でも申し上げましたが、事務局としましては、決定から既に10年が経過していることから、会議の公開・非公開の取扱いについて、再度、皆様に協議していただきまして、改めて決定したいと考えています。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、現在の部会設置要綱や条例等をもとに、現在の部会での審議方法や公開・非公開の原則、考え方について事務局から説明をいただきました。今回、決定されてから10年経過ということで、公開・非公開の原則を改めて確認、見直したいとのことですので、委員の皆様のご意見やご質問があれば自由にお出しいただきたいと思っております。

○丸山会長 特に、ご質問等が無いようですので、今後の会議の開催方法について、事務局ではどのような考え方があるのか、案を示してほしいと思っておりますがよろしいでしょうか。では、事務局より会議の開催方法について案があれば、説明をお願いします。

○事務局（成田主幹） それでは、事務局案について説明させていただきます。資料1-1と資料1-4をご覧ください。従来、部会では有害図書類等の指定に関わる審議を行うため、会議を公開することにより特定企業等に対する不利益と部会委員の自由闊達な発言に制約をおよぼすおそれがあることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きに基づき、部会の全てを非公開としていました。

しかし、資料1-4記載のとおり、部会では有害図書類の基準作り等についても付託されておりまして、このような審議に関しては公開に問題はなく、むしろ、基準作りは公開の場において審議する方が良いかと考えます。

また、部会では、あらかじめ付託された事項以外にも個別に審議会から付託された事項を審議する場合がありますので、有害図書類の審議に関し非公開とする必要性はあると考えますが、一律に部会を非公開とするのは適当ではないと考えます。

今回、部会の公開・非公開について判断するため、他府県の有害図書類の審議を行っている会議の公開・非公開について確認をいたしました。その結果、17県が北海道と同じ、特定企業に対する不利益や部会委員の自由闊達な意見、発言に制約をおよぼすおそれから会議を非公開としていました。一方、22県については、こういった懸念よりも議論の透明性を確保することの方が優先されるなどの判断により、会議を公開しておりました。残りの8県については、条例に有害図書類の指定に関する規定が無かったり、数年来、有害図書類の個別指定を行うための会議を開催しておりませんでした。

事務局といたしましては、有害図書類等の審議を公開することは特定企業等に対する不利益や部会委員の自由闊達な発言に制約を及ぼすおそれがあると考えておりますが、

反面、議論の透明性を確保することも重要であると考えております。

そこで、事務局案といたしましては、北海道青少年健全育成審議会の会議、つまり、現在開いている会議のことですが、これにつきましては北海道情報公開条例第26条によりこれまでどおり公開とし、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会、つまり、現在有害図書類の審議を行っていただいている部会ですが、部会で行われる審議のうち、北海道青少年健全育成条例第54条第1項第2号についての審議は、公開することにより、特定企業等に対する不利益と部会委員の自由闊達な発言に制約を及ぼすおそれがあることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きに基づき非公開とし、その他の審議については公開としたいと考えています。北海道青少年健全育成条例第54条第1項第2号についての審議とは、資料1-4記載のとおり、有害興行の指定、有害図書類の個別指定、有害がん具の個別指定、有害刃物の指定、有害広告物の個別指定の審議のことです。つまり、現在は、部会で行われる審議を一律に非公開としていますが、部会で行われる有害図書類等に関する審議は非公開で行い、それ以外の審議について公開するということです。以上が公開・非公開の原則でありまして、必要がある場合は会長が審議会に諮って、公開又は非公開の取扱いを個別に決定したいと考えています。

次に、会議の開催結果の公開についてですが、公開として実施した審議会及び部会の開催結果は、議事概要及び議事録を作成し、行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表する。これは道の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」により、定められておりますので、そのように対応します。

非公開又は一部公開として実施した審議会及び部会の開催結果についてですが、審議の内容が明らかとなる議事概要及び議事録を作成し、議事概要を行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し公表したいと考えています。

道の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」では、ただ議事概要を作成して公表するとなっておりますが、議論の透明性を確保するために、発言した委員の名前など、発言者が特定されるような記載はしない状態で、部会でどのような意見が出されたのかが分かるような、これまでよりも詳しい議事概要を作成して、道のホームページに公開したいと考えています。そういう意味で「審議の内容が明らかとなる議事概要」としたいと考えています。

また、議事録については確実に作成し、開示請求があった際には、北海道情報公開条例に基づいて適切に対応いたします。

次に、公開の方法ですが、北海道青少年健全育成審議会の会議の公開に当たっては、これまでどおり、資料1-2の傍聴要領のとおり対応したいと考えています。

次に、会議開催の周知についてですが、会議の開催予定に関し、道のホームページの活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項等について、周知したいと考えています。これも、道の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」で定められたとおりでありまして、これまでと変更はありません。

以上が事務局案になりますが、要約いたしますと、「審議会の会議は公開、部会で行われる会議のうち、有害図書類等の指定に関する部分は非公開で、それ以外は公開とすることを原則とする。公開・非公開について個別に判断する必要がある場合は、会長が審議会に諮って、会議の公開・非公開を判断する。公開で行われた会議については、議事録をホームページ等で公開する。非公開・一部公開で行われた会議については、議論の透明性を確保するため、会議でどのような意見が出されたのかが分かるような議事概要を作成してホームページ等で公開するとともに、議事録を確実に作成し開示請求がなされた場合には、担当部局と協議の上、北海道情報公開条例に基づき適切に対応する。」というものです。

○丸山会長 ありがとうございます。内容が詰まっておりますが、公開・非公開の原則に基づきもう一度確認するという趣旨でございます。資料1-1にありますように、結局、審議会は公開で、部会については公開と非公開の部分がある。要するに、部会については、審議する中身が中身だけに、公開をすると不利益等を生じる場合があることからその部分は非公開とし、原則は公開との考え方です。

あとは公開の方法として、議論の透明性が情報公開の目的ですから、議論の透明性の確保と公開することにより不利益を受ける人の保護の両方のバランスを考えた方法をとる形で提案されていると思われます。「ここがどうなの」だとか、「全部、公開だ」という意見もあるかと思しますので、ご自由にご意見やご質問をいただきたいと思います。

○秋葉委員 私も部会委員をさせていただいておりますので、一つ確認です。部会は非公開とのことですが、今まで、特に、有害図書類の指定以外の議案はなかったと思います。今、説明されたその他について、有害図書類の指定以外については公開とのことですが、今後、付託の可能性のある事案があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○事務局（成田主幹） 社会環境整備部会の付託事項につきましては、先ほどご説明いたしました資料1-4になりますが、有害図書類の審議のみではございません。それ以外にも基準作りというのがございまして、今後、新たに基準を作成する場合も十分に考えられます。

また、審議いただく内容というのは基本的にはこの付託された事項となりますが、その他にも審議会から部会で審議をお願いしたいといった新たな付託がなされる場合がございます。その際には、個別に判断する場合があると考えております。

○丸山会長 個別指定の前に基準作りがある。その他にも何かあるかもしれない。特に、

今現在、具体的に想定されるものは基準くらいとのことでしょうか。

○事務局（成田主幹） はい。現在のところはまず基準となります。その他は、審議会から部会に新たに付託をされる、部会で審議する方が適当ではないかといった付託がされた場合について、想定しております。

○日置委員 過去に部会委員をやっていたので確認ですけれども、非公開になると、傍聴等できないとのことですが、その記録はどうなるのでしょうか。有害図書類の指定の際の議論は、通常、性的な描写とかわいせつなものはほとんど意見が分かれず進んでいきますが、そうではない暴力性だとかボーダーなものが時々出てきたことがあって、その時は、委員の皆さんから様々な意見が出て、深い議論をしていたと記憶しております。議論の論点やこういう意見が出たということは、公開する意義があるのかなと思います。その記録がどこかに出ることはないのですか。非公開の中身の説明が分からなかったなので、もう一度教えてください。

○事務局（成田主幹） 部会の有害図書類の審議は現在、非公開としております。事務局案といたしましては、今後も有害図書類の審議は非公開ということでご説明をさせていただきましたが、反面、日置委員のおっしゃるとおり、議論の透明性を確保することやどのような議論があったのかをしっかりと記録に残し、皆様に公開することも大切なことであると考えているところでございます。

道の基準では、非公開の会議は議事概要を公開するとなっております。現在公開している議事概要というのは開催日時、場所、出席者、最終的な結果を記載した簡単なものでございますが、今後につきましては、議論の内容が明らかとなるような議事概要を作成したいと考えております。ただし、その際には個別の委員のお名前を記載するのではなく、あくまでも「このような意見があった」、「このような反対意見があった」、「最終的にこのような意見となった」等の内容を想定しております。

また、非公開の会議でありましても議事録は確実に作成をいたします。その作成した議事録につきましては、開示請求があった場合、北海道情報公開条例に基づきまして、担当部局と協議をした上で適切に対応することを考えております。

○日置委員 今度から少し詳しくなるのですね。

○事務局（成田主幹） はい。事務局案としては、議事概要を詳しく記載いたします。

○日置委員 今までの議事概要はシンプルで、「こういう意見が出ました」とまでは載っていなかった。私は、論点や意見が分かれたというのはあった方が参考になると

思いますので、今後、そうなるということであれば、その方がよいかと思います。

○丸山会長 要するに、非公開の部分については議事概要ではあるが日時とか場所とかだけではなくて、誰が発言したということは除き、何が話し合われたか内容をまとめるということですね。

○事務局（成田主幹） あくまで議事録ではなく議事概要ですので、どのような議論があったのかがわかるような内容で作成したいと考えております。

○丸山会長 そして、この議事概要は、ホームページ等で公開するということですね。

○事務局（成田主幹） はい。

○丸山会長 そのほか意見等はございませんでしょうか。ただいま秋葉委員、日置委員から出された意見についての意見でも構いませんし、ご自由に出していただきたいと思っています。

○日置委員 話がそれるかもしれないのですが、公開しているホームページがどの程度見られているかは把握できるのでしょうか。ホームページだと、通常、カウンターだと閲覧数が付いている場合があったと思いますが。

○柴田主幹 当青少年グループ所管で、青少年行政のホームページを持っているのですが、訪問者数は、情報政策課で全庁分の課を分けてカウントしていますので、分かると思います。審議会の議事録など細かいそれぞれのページまで何人が訪れたかは、確かな答えではないですが、把握できていないかと思えます。

○日置委員 こういうものはたくさん情報公開されていますが、実際に活用されていないことには公開・非公開を考えてももったいないと思います。本来は、活用されてほしいですし、関心のある方には見てほしいので、見てもらう人とセットにして考えないと意味がないかなと思いましたが、その辺りを工夫した方がよいかと思います。

○丸山会長 情報公開のためのホームページは、そんなに多くの人が見なくても、出さなければならないという精神ですから、仕様がなところはありますね。

こういうものは載せ方の工夫によって、問題になっている或いは問題を感じた人だけではなくて、これから何かをしようとする人が参考にするために読むこともあり得るのですよね。「こういうことが話し合われて、こうなっているのであれば、それでは我々

は自主的にこうしましょう。」とか、いわゆる予防のような役割です。ただし、これはやり過ぎますと、表現の自由との関係もあり、一つの方針を行政機関が出して「それに従ってこい」となってしまいますと、別の問題が出てきますので、難しい問題があると思います。そのバランスをどうするかを考えなければいけないかなと思います。

○丸山会長 その他、いかがでしょうか。

それでは、意見が出尽くしたようでございますので、今後の会議の開催方法については、事務局の原案のとおり、審議会は公開、部会について有害図書類の審議は非公開。資料1-1の特定企業に不利益を及ぼすおそれがあるのと自由闊達な議論を妨げるおそれがあることが理由です。それ以外は公開することを原則とする。

両方とも公開が原則であって、部会については、特定の人の不利益を被る場合、或いは、議論ができなくなるおそれがある場合には非公開にするという「例外」を作ることです。その他、部会では基準作り等もありますので公開。個別の公開・非公開について、必要がある場合は、個別に審議会に諮って公開・非公開を決定することとします。事務局にて何か訂正ありましたら。

○事務局（成田主幹） いえ、ございません。

○丸山会長 そのほか公開の手法については当たり前のことですので、特にここで問題にする必要はないと思います。

公開・非公開という審議方法について、審議会は公開、部会は有害図書類等の審議については非公開、その他については公開することを原則とする。個別の公開について必要がある場合には個別に審議会に諮って公開・非公開の取扱いを決定することといたします。

（3）報告事項

○丸山会長 それでは次に（3）報告事項に移ります。ア「平成29年度有害図書類の指定状況について」とイ「平成29年度北海道青少年健全育成条例の取組について」は、関連があるようですので、まとめて事務局から報告をお願いします。

○事務局（高嶋主任） 資料2をご覧ください。平成29年度有害図書類の指定状況についてでございます。資料の一番下に記載のとおり、「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱」の中で、部会での議決結果を事後の審議会に報告することとなっておりますので、前回の審議会以降に開催した部会での議決結果をご報告させていただきます。前回の審議会を開催した平成29年11月9日以降、これまで2回、部会を開催してご審議していただき、審議の結果、資料に記載の7冊が有害図書類として議決

されました。これを受けまして、道では昨年11月24日、本年3月30日にそれぞれ北海道公報により有害図書類として告示し、図書組合等の取扱事業者をはじめ、警察や検察庁といった機関などにも通知しているところでございます。平成29年度有害図書類の指定状況につきましては、以上でございます。

続きまして資料3をご覧ください。平成29年度北海道青少年健全育成条例の取組について、説明させていただきます。北海道青少年健全育成条例では「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を促進すること」や「福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進すること」を施策の基本方針に掲げており、これらに基づき、有害環境の浄化に係る取組を行っているところです。本資料は、その取組状況をまとめたものになります。

まず、1「有害興行（映画）の指定」についてですが、条例ではその内容が「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等」、「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められる場合は、有害興行として指定し、青少年に観覧させることを禁止することが出来ることとなっております。道では、映画倫理委員会いわゆる映倫のR18指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することから、映倫がR18として指定した映画について、有害興行とすることとしております。また、本件は部会への付託事項とされており、昨年度は、63本の映画を緊急指定しておりますこと、報告いたします。

次に、2「有害図書類の指定」についてでございます。書籍や雑誌につきましても、映画と同様に、「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められるものについて、有害図書類として指定し、青少年への販売等を禁止しております。指定につきましては、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会への諮問という手続を経て指定しており、平成29年度は、先ほどご報告した図書も含めて、合計11冊の図書を有害図書として指定しております。

続きまして、3「図書類自動販売機等の設置届出」でございますが、現在、把握している台数は45台ありますが、この中で、実際に稼働している自動販売機はなく、届出だけが生きている状態となっております。

最後に、4「立入調査」の実施状況ですが、私ども本庁及び14振興局の関係職員、また、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員として指定し、条例で定める義務や禁止事項等の遵守について、随時調査を行っております。昨年度の立入調査の実績は、合計2,462件となっております。以上でございます。

○丸山会長 ただいま報告をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○那須委員 資料3の1「有害興業（映画）の指定」についてですが、映倫のR18指定に基づき指定したとの趣旨だと思いますが、実際に、この指定された63本の映画は、

どのように確認できるのでしょうか。映倫のホームページを見るのか、どのように確認したらよいか疑問に思いましたので、質問させていただきます。

○事務局（高嶋主任） 「有害興業（映画）の指定」につきましては、毎月中頃に映倫のホームページが更新されるのに伴いまして、当課にて決裁を経て有害興業の緊急指定を実施しています。そして、こちらは部会への付託事項となっておりますので、部会委員の皆様には、その都度、メールにて当該リストを付けて報告させていただいているところでございます。

また、当課ホームページでも公表しているほか、映画配給会社、劇場等にも通知しているところでございます。

○日置委員 有害図書類の指定数が年々減っておりますが、何か理由はございますか。以前、部会委員だった頃は、一回の部会で十数冊とか見ていた記憶がございましたが、平成29年度に11冊と減っている理由を教えてください。

○事務局（成田主幹） この表のとおり、有害図書類に指定している図書は、年々減少しております。我々職員が市内の本屋を回って確認して、その中で諮問すべき図書を選んでいくという状況がございまして、そのような本が年々減少してきていることがあるかと考えております。ただし、無くなっている訳ではございません。

○日置委員 実際、減っているのですか。

○事務局（成田主幹） すべての書店を回ることはできていないのですけれども、そういった本が少なくなってきたとは考えております。

○丸山会長 他にないようでしたら、続きまして、報告事項のウ「平成30年9月末の少年非行等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（成田主幹） 平成30年9月末の少年非行の状況についてですが、お手元の資料4をご覧ください。資料は、北海道警察のホームページ等で公表されている統計を基に作成しております。

はじめに、1「非行少年の状況」です。まず、用語の説明ですが、「刑法犯」とは、主に刑法に規定する罪をいいます。「特別法犯」とは、刑法犯と交通法令違反を除く全ての罪をいいます。「犯罪少年」とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のことです。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年です。「ぐ犯少年」とは、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、そ

の性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

それでは中身の説明に移ります。総数は前年同期と比べ、109人減少しておりまして、率にして11.4%の減少です。過去5年間の9月末の非行少年の推移を見てみますと、平成26年が1,288人、平成27年が1,183人、平成28年が963人、平成29年が954人、そして平成30年が845人となっております。非行少年の減少傾向は継続しております。

次に、刑法犯罪種別の欄をご覧ください。「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、「粗暴犯」とは、暴行、傷害、脅迫、恐喝等、「窃盗犯」とは、万引き、自転車盗、等の泥棒、「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造等を言います。知能犯の中には特殊詐欺も入ります。「風俗犯」とは、賭博、わいせつ事犯を言います。一番大きな割合を占める罪種は、窃盗犯でありまして全体の65.2%を占めています。その窃盗犯の中でも、万引きが346件でありまして、前年比でマイナス51件と大幅な減少にはなっていますが、刑法犯犯罪少年全体に占める割合は46.7%と大きな割合を占めています。

なお、刑法犯全体の学識別では、高校生が最も多く224人、次いで小学生が180人、中学生が160人となっております。

次に、特別法犯についてですが、全体で3件増加しておりまして、各法令違反別で見ますと、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が8件、風営法違反が3件増加しています。児童買春・児童ポルノ禁止法では、18歳未満の児童に対して、裸の画像を撮影して送るように要求して送らせた場合、児童ポルノ製造罪に該当することになり、このよう手口の被害にあうことを「自画撮り被害」と呼んでいます。この手口による児童ポルノ被害が年々増加傾向にありまして、大きな問題となっておりますが、この犯罪は、少年が被害に遭うだけでなく、犯人として検挙されることも多くあるという側面ももっております。昨年の自画撮り要求による児童ポルノの製造で検挙されたのは15人でしたが、今年は21人が、自画撮り要求による児童ポルノの製造で検挙されています。

次に、不良行為種別の欄をご覧ください。「不良行為」とは、犯罪の構成要件又は犯要件には該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがある行為を言います。この表には、その中でも取扱の多い態様を記載しています。「深夜徘徊」とは、正当な理由無く、午後11時から翌日の午前4時までの深夜時間帯に、はいかい又はたむろする行為を言います。「喫煙」とは、喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為を言います。「飲酒」とは、お酒を飲んだり、飲む目的でお酒を所持する行為を言います。「不健全娯楽」とは、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為のことで、例えば18歳未満の青少年がパチンコをしていたり、ゲームセンターで規制時間を過ぎても、たむろして遊ぶなどの行為が該当します。「粗暴行為」とは、放置すれば暴行や脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為のことで、例えば、火遊びやロケット花火等を相手に向かって発射する、エ

アガンを人に向けて撃つなどの行為が該当します。今年は、前年同期比 1,407 人と大幅な減少となっておりますが、何か特別なことがあったという訳ではありません。

次に、薬物乱用少年の状況ですが、今年は昨年と比較して 5 件の大幅な増加となっておりますが、何か特別な事件があった訳ではないと聞いており、各警察署で検挙していた積み重ねがこの件数となっております。

最後に、福祉犯の被害状況です。「福祉犯」というのは、少年の福祉を害する犯罪のことで、この一覧表に出てくる法令違反が該当します。今年は昨年同期と比較しまして、被害児童数は 6 人の増加となっております。個別の法令ごとに見ていきますと、児童買春・児童ポルノ禁止法の被害が、21 人の大幅な増加となっております。これは、1 人の被疑者が起こした盗撮による児童ポルノ製造事件で、多数の被害者が発生したことが大きな要因となっていると聞いております。最近の福祉犯の被害で特徴的なのは、先ほどもご説明しました、自画撮り被害です。昨年は 1 年間で自画撮り被害に遭った児童は、41 人で過去最悪を記録しています。昨年の 9 月末の自画撮り被害にあった児童は 23 人でした。今年は 9 月末の自画撮り被害にあった児童は、16 人で 7 人の減少となっておりますが、未だに多くの児童が被害に遭っています。また、福祉犯被害の内、SNS 等の利用に起因する被害は 77 人で全体の 47.5%を占めております。

今後は、更にインターネットやスマートフォンが普及し、利用者の低年齢化も進むことが予想されていることから、インターネットに起因する少年の被害や、非行を防止するため、学校、警察、携帯電話事業者等の関係機関・団体と連携し、フィルタリングの普及促進や正しいインターネットの利用等について、子どもはもとより、その保護者に対しても伝えていく必要があると考えております。以上で、平成 30 年 9 月末における少年非行等の説明を終わります。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、事務局からの質問につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

○田辺委員 この資料は北海道警察のホームページを基に作成とのことだったので、この資料に載っている数は、例えば、旅行で本州からや海外から来られた青少年は含まれていないのですか。

○事務局（成田主幹） 含まれております。

○田辺委員 含まれているのであれば、その比率はわかりませんか。北海道の条例をどこまで子供たちが理解しているかも大事な要素かと思いますが、各都道府県で条例の内容が微妙に違って、北海道へ来てその内容が分からなくて「地元では違ったのに」、「大丈夫なのに」というケースもあるのかなと思います。海外からの方でしたら、尚更だと

思いますので、意図せずして条例違反してしまったということがあれば、一緒くたにするべきではないと思い、その比率が分かればと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（成田主幹） こちらの資料4ですけれども、育成条例に関わらず全ての犯罪で、少年関わったもの又は被害に遭ったものの数字を上げてございまして、その被害者又は加害者となった方は、道内に居住している方又はたまたま道内に来た方など、様々な方がおります。

また、育成条例については、確かに、各県によって多少の差異はございますが、各県、飛び抜けた規定はございませんので、概ね認知していただいているのではないかと考えております。

○丸山会長 この資料は、北海道警察の統計資料ですから、道警が扱った事件の総数ということですね。犯人になっているところについては、北海道で犯した事件、犯人が誰であっても道警が扱うことになるものですから、他都府県の犯人が入っていることはあるでしょうね。

福祉犯のところは、被害者数ですね。児童買春・ポルノ法のところは、どちらが青少年ですか。被害者は青少年でしょうが、加害者も青少年が入っているのですか。

○事務局（成田主幹） 資料4の1「非行少年の状況」の特別法犯に入っております。こちらが検挙数になってございまして、この中には少年も入っております。

○丸山会長 この資料3「福祉犯の被害情報」は、被害者ですね。この場合の被害者は北海道の青少年の被害者数でしょうか。旅行で来ていた人も入るのですか。

○事務局（成田主幹） 北海道在住者ということで限定しているわけではありませんので、旅行者も入ります。あくまで、北海道警察で取り扱った数でございまして。

○丸山会長 非行少年の状況について、総数は少なくなっておりますが、減っているかどうかはよく分かりません。犯罪全体も平成14～15年だったと思いますが、戦後最大となって、その後、急速に減っている傾向が続いております。それとともに、少年犯罪も同じ動きをしているということですが、日本の人口も減っておりますし、犯罪者の年齢も高齢者の方が多くなっている。青少年がどのくらい減っているのかについては、数だけだとよく分からないので、率で見えていくと青少年がどうなっているのか傾向がよく分かるかもしれません。

○日置委員 この資料もホームページに出ているのですか。この会議が終わったら、資

料としてホームページに掲載されるのですか。

○事務局（成田主幹） はい。公開の会議の資料というのは、すべてインターネット上で公表しております。

○日置委員 毎年、この報告を受けて、冒頭に言葉の説明をしていただくのですが、メモを取っても全然間に合いません。いつも理解しようとするけれども、間に合わないの、用語の説明資料も一緒があると、公開したとき、見る人にとっては親切かなと思います。

○事務局（成田主幹） 次回の会議からは必ず付けさせていただきます。

○丸山会長 北海道警察のホームページに資料が出ている場合がありますね。

○事務局（成田主幹） はい。さらに詳しいものが北海道警察のホームページに出ています。

○日置委員 そんなに親切には書いてないですよ。

○丸山会長 いいえ、むしろ親切に書いてあったと思います。

○日置委員 そうなのですね。専門用語は、聞いて頭でイメージするものと実際の中身が違ったりするので、ここの審議会で扱う方を、より親切にさせていただくのが良いと思います。

○事務局（成田主幹） はい、次回から、そうさせていただきます。

○秋葉委員 「非行少年の状況」の中に、刑法犯罪種別、特別法犯種別、不良行為種別と三項目ありまして、「その他」欄がそれぞれあるのですけれども、その数が比較的、大きいように思います。その他の中身について、分かれば教えてください。

○事務局（成田主幹） 「刑法犯」のその他ですが、すべてを把握しているわけではありませんが、例えば、自転車を盗んだ人がいてそれを放置し、それをまた持って行く行為など、占有離脱物横領等がこの中に含まれます。

「特別法犯」のその他ですが、例えば、この39件に入っているかどうかまで確認してはございませんが、著作権法違反ですとかその他特別法犯が入って参ります。

「不良行為」その他については、例えば、刃物などの所持、金品の不正要求、それから金品の持ち出し、暴走行為、無断外泊、怠学が入って参ります。

○丸山会長 他に何かありませんでしょうか。

○丸山会長 他に無いようですので、続きまして、報告事項のエ「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（柴田主幹） 報告事項最後の北海道青少年健全育成基本計画の推進状況についてご説明いたします。資料は、資料5と6なのですが、6は全体版で、5は概要版となっております。本日は、資料5の概要版で説明させていただきます。

まず、1の「取りまとめの趣旨」についてでございます。本計画は北海道青少年健全育成条例第9条に基づき、平成20年3月に青少年の健全な育成に関する基本計画として策定したものでございます。その後、平成27年3月に計画の中間見直しを行い、改訂を行っております。計画の推進状況については、条例の中で、施策の実施状況について毎年度公表することとしており、また、計画本体の中でも、当該年度の事業計画と前年度の実施結果等推進状況を把握し、審議会へ報告し、ホームページで公表すると定めており、これらの規定に基づきまして、平成29年度の取組状況及び平成30年度の取組予定についてとりまとめましたので、本日、ご報告するものでございます。

2の「計画の性格」についてですが、先に説明をしましたとおり条例に基づく基本計画という性格のほか、北海道庁の施策業務の根幹となる北海道総合計画にぶらさがる特定分野別計画、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画と3つの性格を併せ持っております。

3の「計画の期間」についてですが、計画の中で平成20年度から概ね10年間とうたっています。なお、平成29年度末で10年間が終了しておりますが、平成27年度に計画を改訂してからさほど時間が経過していないこと、平成31年度に条例の見直しが予定しており、この計画が条例に基づく計画としていることから、条例見直し後の平成32年度に、第2期計画の策定を予定しているところでございます。その際にはこの審議会にご意見を伺いながら策定をすることになりますので、よろしく願いいたします。

4の「計画の体系」についてですが、本体資料6の1ページをご覧ください。計画の体系図でございます。左側の大きな目的の達成のためをご覧くださいますと、「基本方針」を5つ定めております。その基本方針にさらに11の「施策の目標」、そして48の「主な取組」を定めております。実際に48の主な取組を実行に移す事業というのが、庁内各部、教育庁、道警合わせて重複もカウントすると308事業となっております、事業

の内訳につきましては、この資料6の4ページ以降に記載をしております。

では、資料は概要版にもどりまして2ページの5「平成30年度新規施策の主なもの」を掲載しています。平成29年度、事業を廃止し新たな事業を立ち上げたもの、全く新しく事業を始めたものが9事業ございます。この事業につきましては、本体資料6では、各事業を太枠で囲んで示しております。9事業の中から、直接、青少年のため又は青少年が主体となるものの7事業をこちら概要版に掲載していますが、主なものとしては、次代の北海道振興の担い手となる中高生に対するインターンシップ実施、北海道命名150年を記念した事業や子どもの心を豊かにする読書活動推進事業、英語向上の支援に関する事業などがございます。

資料は3ページに移りまして、6の「施策の推進状況」でございます。先ほど、施策の目標は11、主な取組は48あると説明をしましたが、全てを説明することは困難ですので、主なものについてピックアップして説明させていただきます。本体資料の最終ページにあるとおり、本計画では指標を26設定しており、本日は、5つある基本方針ごとに、指標が設定されている取組について1つずつをピックアップして説明をいたします。

まずは、基本方針Ⅰ「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」についてです。この基本方針の対応方向としては、豊かな人間性を育む家庭づくり、学校づくり、地域づくりに取り組むものです。この項では、(2)になりますが「地域の身近な場所での居場所づくり」の取組をピックアップしました。資料6のこの取組欄には6事業掲載していますが、主な事業として、こちらの資料では3事業を抽出しております。放課後児童クラブや放課後子ども教室を開催する市町村への支援事業である73番、75番の事業、74番の学習支援や食事の提供を行う子どもの居場所づくりへの支援事業などに取り組んでいます。ちなみに73番、74番などの番号は、資料6に記載の個別事業の番号を指しております。これらの事業の成果として、この取組には指標が二項目設定されていますが、「放課後児童クラブ数」は平成29年度の目標を達成していますが、下段の「放課後における子どもの活動拠点の整備状況(放課後子供教室等)」については、目標達成が達成できていない状況です。放課後子供教室の所管は教育庁ですが、現在は地域の実情に応じて保健福祉部所管の児童クラブと一体型の整備をすすめていく流れになっておりまして、教育庁・保健福祉部が連携して一体型の整備を進める研修会などを開催して市町村に働きかけていくこととしております。

次に、基本方針Ⅱ「青少年の自立を促す環境づくり」についてです。基本的な対応方向としては、青少年が自主性を育みながら健全な社会人として成長を遂げるための環境づくりに取り組むものです。この項では、4ページになりますが、「青少年の望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育の充実」という取組をピックアップしました。資料6のこの取組欄には10事業掲載していますが、本資料ではこのうち指標につながる主な事業として6事業を抽出して掲載しております。上の二つが、高等技術専門学院で

のインターンシップや体験会の事業、3番目以降が学校におけるインターンシップなどの就職支援対策事業です。これらの事業の成果として、「インターンシップの実施状況」として設定されている指標について、平成29年度の目標値50%は達成している状況となっております。

次に、基本方針Ⅲ「社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり」についてです。基本的な対応方向としては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくりの促進に取り組むものです。この項では、不登校対策等の推進という取組をピックアップしました。本体資料のこの取組欄は6事業あり、本資料では3事業を掲載しています。上から、いじめ等対策総合推進事業としてスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、小学校から中学校への進学時のギャップ対応のための人間関係づくり推進事業、24時間相談電話を実施する子ども相談支援センター事業です。これらの事業の成果として、資料は5ページなりますが、指標が「不登校児童生徒の関係機関等での相談状況」として設定されており、平成29年度の目標値100%に対して、平成28年度実績として80%台という状況でございます。不登校児童生徒は、全道で4千人を超える憂慮すべき事態であり、引き続き、市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）の整備促進、教職員の資質能力向上に向けた校内研修支援や、相談窓口の周知などを行っていくとのことです。

次に、基本方針Ⅳ「社会環境の浄化の促進」についてです。基本的な対応方向としては、非行を助長するおそれのある社会環境や、有害環境の浄化に取り組むものです。この項では、情報化社会への対応という取組をピックアップしました。資料6のこの取組欄では8事業掲載していますが、概要版では3事業を掲載しています。先ほど取組みを説明いたしましたが、カラオケボックスなどの青少年健全育成条例に基づく事業所立入や18歳未満の観覧などを禁止する有害興行や有害図書の指定を行う青少年健全育成促進事業、全道全ての中学1年生にパンフを配布して啓発を行う有害環境対策推進事業、ネットパトロールを実施するいじめ等対策総合推進事業です。これらの事業の成果として6ページになりますが、指標が「ネットトラブルの未然防止の取組状況」として設定されていますが、平成29年度の目標値に対して、高校ではすでに達成、小学校中学校では目標達成はしていないものの、目標達成に向けて推移している数値でございます。

最後に7ページになりますが、基本方針Ⅴ「青少年の福祉を阻害する行為の防止の促進」についてでございます。基本的な取組方向は、登下校時の不審者からの声かけ、出会い系サイトを介した犯罪など、福祉犯罪被害の未然防止に取り組むものです。この項では、子どもの安全・安心の確保のための取組の推進をピックアップしました。本体資料のこの取組欄では5事業掲載していますが、本資料では2事業を抽出しております。防犯リーフレットによる啓発や、記載が漏れていますが、重点的に防犯活動を推進する地区を指定して防犯活動を推進する地域安全推進事業、実践型防犯教室、防犯ボランティア

ィアリーダー養成講座の開催や地域安全マップの作成、安全対策ハンドブックの作成配布を行う安全・安心まちづくり事業などに取り組んでいます。これらの事業の成果として、8ページになりますが、指標が「地域と連携した通学路の安全確保の取組状況」として設定されており、全道全ての小中学校で取組がされ、平成29年度の目標値は達成している状況です。

以上、5つの取組のみを抜粋して説明しました。今後、ホームページに資料5と資料6を掲載して道民向け公表することとしております。

○丸山会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から北海道青少年健全育成基本計画の推進状況について報告をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○熊谷委員 4ページに記載のスクールカウンセラーについて、平成28年371校から平成29年605校とその数が増えておりますけれども、詳細はお分かりになりますか。

○事務局（柴田主幹） 平成28年の細かいデータをお持ちしていませんので、比較ができないのですが、申し訳ありません。

○熊谷委員 この実績は、学校数で出ていますけれども、人数ではないのですか。要するに、一人のスクールカウンセラーで何校か持っている等のケースもあるのですよね。

○事務局（青野青少年担当課長） 何校か回っていることもございます。

○熊谷委員 考えられないことだけど、平成28年の371校で、一人が隣の学校を持って倍に増えたようなことはないのですか。人数でカウントしないと、いま一つ、スクールカウンセラーが充実しているのかがわかりづらいと思います。それと、この資料は、札幌市は除いているのですか。

○事務局（青野青少年担当課長） おそらく札幌市は除いているはずですが。その辺りも含めまして、後ほど、ご回答については精査させていただきたいと思います。確かに、学校数だけではなく臨床心理士も含めたスクールカウンセラーが何人いるのかも必要かと思っておりますので、若干、お時間をいただければと思います。申し訳ありません。

○丸山会長 はい。では、この数字は間違いがないかの確認と校数のほかに人数を出して、札幌市が除かれているかどうかの作業もお願いいたします。

○河合副会長 もし、ご確認いただけるのであれば、「通年型配置」の定義についても併せて教えていただけるとありがたいです。

○古川委員 5ページの吹き出しのところ、**「いじめ等対策総合推進事業費の中で、LINEでのSNS相談を行ったヨ」**とありますが、具体的には、どのような方法や対象であったりしたのでしょうか。

○オブザーバー（教育庁稲川指導主事） 道立高校を対象としたものとして、今年、試行実施させていただきました。道内の高校生にカードを配って、8月17日から8月31日、生徒の気持ちが落ち込みやすいと言われる夏期休業明けを含む期間に、4時から9時までで時間制限はあるのですが、LINEを用いて専門の相談員の方に相談していただくよう実施しております。今、検証中で、細かい数字は出せないのですが、試行実施ということで、新たに今年度からスタートしたものでございます。

○日置委員 今の説明に関連して、私も個人的にLINEの相談だとかSNSの支援事業に関わっていますが、最近、空前のSNS支援ブームになっております。私は、実際の生活支援も現場でやっているのですが、SNS支援のこの急速な普及に危機感を抱いております。簡単にアクセスできるのですが、「実態を掴みにくい」とか、「LINEでのやりとりだけだと、子供たちの悩みがうまくいかない」とか、逆に「依存を引き起こしてしまう」等、たくさんの課題があるにも関わらず、まるで万能かのように、「SNS支援をやっています」となっていくのが危険だなといつも感じております。今、検証作業をされているとのことなので、慎重にやっていただきたいと思えます。

私は、今年度から自立援助ホームに直接関わっており、青少年の大変な思いや生活の面倒を見ていますと、色々なイベントや取組がされていることにも格差が出てきてしまっていて、比較的、恵まれている人たちがこうしたイベントに参加をしています、「本当に大変な思いをしている子にとって、どれだけ大事なのだろうか」、「その生活を支えている人たちへの保証がどれだけあるのだろうか」と、ギャップを感じます。

非行が少なくなっているとはいえ、6月くらいから今までで、うちの施設に警察がやってきたのが10回以上ありました。実際に、非行が減っている感覚が無く、本当に大変な思いをしている人は減っていないと思いますので、その辺りの実態の把握とか取組みについては、なかなか難しいとは思いますが、件数や数で分からない部分も見えていく必要があるのかなという意見でした。

○丸山会長 ありがとうございます。今の意見について事務局から何かありますか。ありませんか、わかりました。他に御質問ございませんでしょうか。

○古川委員 資料の4ページの「子どもの人間関係づくり推進費」のところで、「中一ギャップ問題未然防止事業」があるのですが、中一ギャップ防止ということは、小学校6年生を対象に行われたものでしょうか。

○オブザーバー（教育庁稲川指導主事） 小学校と中学校です。中学校1校を指定し、そこに小学校何校か指定して、連携して取り組む形式で、その児童生徒に対してコミュニケーション能力を向上させるための研修を行う等いたします。小学校だけではなく、小中連携して行う事業となります。

（4）その他

○丸山会長 他に何かありませんでしょうか。無いようですので、それでは「その他」として、委員の皆様から何かありますか。事務局から何かありますか。

○事務局（成田主幹） 私から一件ございます。次回の審議会の開催予定でございます。北海道青少年健全育成条例では、5年ごとに条例の見直しを行い、必要な場合は、改正を行うこととしておりまして、来年がその条例見直しの年となっております。そのため、本年12月中旬頃に審議会を開催し、条例の見直しに関する諮問を行いたいと考えております。時節柄、何かとお忙しい時期ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。

条例の見直しと併せまして、有害図書類の団体指定について新たな審査団体を指定したいと考えております。この新たな団体の指定については、有害図書類の指定に関係のあることですので、部会で審議を行うことを提案させていただきます。

なお、部会での審議の結果につきましては、改めて審議会に報告させていただきます。

また、新たな指定を検討している審査団体につきましては、「審査基準は部外秘であるため、公開はできない。」とのことでありまして、公開しないことを条件として審査基準を提供していただいております。部外秘の審査基準については、北海道情報公開条例第10条に定める非開示情報のうち、同条第1項第2号に定める「法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当し、情報公開条例第26条ただし書きの会議を非公開とする場合の「会議を公開することが適当でない」と認められる場合に該当すると判断されます。

つきましては、新たに指定を考えている審査団体の審査基準と道の基準との合致性の確認、指定の必要性についての議論は、非公開で行うことを提案させていただきます。

○丸山会長 ただいま、事務局から次回の審議会開催予定に合わせてその内容について

一部提案がありました。まず、有害図書類の団体指定に関して、新たな審査団体を指定したいという審議が12月に行われる予定である。そして、この審議については有害図書類の指定に関係することであるから、部会で審議を行うこととする提案で、その結果については、改めて審議会に報告ということであります。

もう一つは、この場合の審査団体につきましては、審査基準が部外秘であるため、情報公開条例第26条のただし書きの例外に当たるとので、非公開でこの審議を行いたいとの二つの提案がありました。委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんか。

○丸山会長 特にないようですので、それでは、新たな有害図書類の団体指定に関する審議については部会で行うこととし、会議は非公開といたします。他にはないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。ありがとうございました。

4 閉 会

○事務局（青野青少年担当課長） 丸山会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、審議会の運営にご協力をいただき、この場をお借りしまして、再度、お礼申し上げます。ありがとうございます。

以上をもちまして、平成30年度第1回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。第2回目の審議会につきましては、先ほど成田より申し上げましたとおり、12月中旬頃を改めてご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。

以 上